

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会認定資格
「臨床栄養代謝専門療法士」2020年度暫定認定申請に関する公告

日本臨床栄養代謝学会 暫定臨床栄養代謝専門療法士 認定規程に基づき、本学会認定資格「臨床栄養代謝専門療法士」暫定認定申請を下記要綱にて施行します。

記

申請期間：

- ・WEB 事前登録受付：2020年8月3日 14:00～2020年8月31日 18:00
 - ・書類送付期限：2020年8月31日（消印有効）
- ※締め切りを過ぎた申請書類は受理いたしません。

暫定認定申請条件：

- 1) NST 専門療法士資格取得後 5 年以上経過しており、昨年までに 1 回以上の資格更新をされていること。
※マイページへログインしていただき、ご自身の NST 専門療法士の資格状況（有効であるか）をご確認ください。
なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、NST 専門療法士資格更新業務を中止しております。現行資格者の認定期間は一律 1 年間延長され、更新認定年を順延しました。そして、今年初回更新予定でした資格者の方には、来年 NST 専門療法士の更新と臨床栄養代謝専門療法士の暫定認定申請の同時申請が可能といたします。この同時申請は今回認定期間が延長された資格者全員に対応いたします。そのため、今回の NST 専門療法士資格の更新業務延期は、臨床栄養代謝専門療法士の暫定認定申請には影響を受けませんのでご安心ください。
- 2) NST 専門療法士取得後本暫定認定申請時までに、本学会学術集会において 希望取得領域に関する発表（筆頭演者に限る）を 1 回以上していること。
- 3) 申請時点で年会費を完納していること。

申請書類：

学会ウェブサイトから WEB 事前登録を済ませて申請書類をダウンロードしてください。WEB 事前登録には当年度会費の完納が必要です。入金確認には 10 日程要しますので計画的なお手続きをお願いいたします。

- ・暫定臨床栄養代謝専門療法士認定申請書（2020年8月3日 14:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能）
- ・「暫定臨床栄養代謝専門療法士」申請者履歴書（2020年8月3日 14:00 より WEB 事前登録後、ダウンロード可能）
- ・資格有効期限内の NST 専門療法士認定証（写）※1
- ・希望取得領域における本会学術集会の筆頭演者の発表証明が可能なプログラムと抄録（写）※2・※3

※1 初回認定時の認定証ではなく、本年が認定期間中の認定証となります。

※2 学術集会プログラム・抄録の取得方法

- 2019年（第34回）まで・・・本学会ウェブサイト内学会誌→J-STAGE から取得可能です。
- 2020年（第35回）・・・第35回日本臨床栄養代謝学会学術集会ウェブサイト内のプログラム→抄録（PDF版）から取得可能です。（抄録の閲覧にはパスワードが必要です。参加のみなさまにお送りしているプログラム集の P.16 をご参照下さい。）

※3 発表証明の抄録（写）では、抄録番号、筆頭発表者氏名、希望取得領域に関するキーワードを蛍光マーカーでライン表示してください。表示がない場合は本人および領域の確認ができません。

書類送付先：一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 認定・資格制度委員会
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-17-1 昭美京橋第二ビル 5 階
TEL：03-6263-2580 FAX：03-6263-2581

申請に当たっては、「暫定臨床栄養代謝専門療法士資格申請について」をお読みいただき、提出書類に不備・不足の無いようご確認ください。

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会認定・資格制度委員会にて認定審査を行います。その後、2021 年の定時社員総会にて承認後、認定された方に対して合格証明証を送付いたします。認定証は認定料（5,000 円）の納入者に対して交付されます。

以上

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
認定・資格制度委員会

暫定臨床栄養代謝専門療法士資格申請について

前記のとおり暫定臨床栄養代謝専門療法士資格申請を実地いたします。申請予定の方は、これらの諸事項に留意され手続きに不備の無いよう申請をお願いいたします。

■認定の対象および認定申請の要件（暫定臨床栄養代謝専門療法士 認定規程 第 2 条）

第 2 条

本認定資格制度の認定は、以下の疾患・領域からの構成とし、各疾患・領域毎の認定として 1 領域のみの申請とする。ただし、申請により領域の変更は可能。取得領域については、暫定認定が外れた以降も同様の領域で更新取得するものとする。

- 1) がん専門療法士
- 2) 肺疾患専門療法士
- 3) 肝疾患専門療法士
- 4) 腎疾患専門療法士
- 5) リハビリテーション専門療法士
- 6) 在宅専門療法士
- 7) 小児領域専門療法士
- 8) 摂食嚥下専門療法士
- 9) 周術期・救急集中治療専門療法士

■申請に関するお願い

申請は決められた手法にそって行ってください。これを逸脱した場合は事務局では責任を負いません。

1. 提出前に、記載漏れ、書類不備・不足がないことを申請者の責任で確認してください。支障がある場合は審査できません。

2. A4 版封筒に申請書類を入れ、「暫定臨床栄養代謝専門療法士資格申請書類 在中」と朱書きの上、簡易書留等記録が残る郵送方法で送付してください。簡易書留等の控えは書類受理通知が到着するまで各自保管してください。なお、簡易書留等の送付履歴が残る手段を利用されない場合の郵便事故については、事務局では対応しかねます。
3. 書類送付期限を厳守してください。締め切りを過ぎたものについては受理できません。
4. 書類送付の際、申請書類は申請者 1 名につき一通の封筒でご送付ください。複数名の申請書類を同じ封筒にまとめて一括送付されますと、開封時に書類が混乱し不備となりやすいため、絶対にやめてください。
5. 提出された書類については返却いたしませんので、必ず控えをお取りください。
6. 受理後記載内容と提出書類の確認がされれば、審査いたします。疑義がある場合は追加再提出を求めることがあります。なお、再提出の求めに応じられない場合は辞退されたものと判断します。